

女の元服也、髪をソグ事は其の夫のする事也、髪アゲとて、すべてかしらに髪を垂れて、頂上に髪を持ちあげて、コブの生ひたるごとくにして、それを結て、釵子と云て、カンザシをさす事あり、髪ソギの事は、源氏物語に見たり、

〔日本書紀^{二十九}〕天武十一年四月乙酉、詔曰、自今以後、男女悉結髮、十二月三十日以前結訖之、唯結髮之日亦待勅旨、

〔拾玉藻^四〕婦女ノ結髮

春塘故實ニ、人皇四十代天武天皇ノ十一年ニ、國中ニアフセテ、婦女ノ髪ヲ結フベシトノ命アリケル、サラバコレマデハ皆下ゲ髪ニシテ居タリシト見ユ、故ニ此朝ヨリ後ハ、ハレノ儀式ニハ、一切ノ女ノ髪ヲ結ヒテ、平日ニハ下ゲ髪ニシテ居タルナリ、ソレガ中頃ヨリハ、平生ニモ髪結フテ居ルヤウニナリタル故ニ、又卻ツテハレノ時ニハ、昔ノ下ゲ髪ニセヨト命ゼラレタルコトナリ、今ハ上ツカタニテハ、ハレノ時ハ下ゲ髪、平生ニハ結フコトニナサル、サラバ下様ニテモ、ハレノ時ハ下ゲ髪ニスベキコトナリ、

〔日本書紀^{二十九}〕天武朱鳥元年七月庚子、勅、更男夫著脛裳、婦女垂髮于背猶如故、

〔安齋隨筆^{前編八}〕一婦女垂髮略○中 貞丈曰く、垂髮于背の四字、スベシモトドリと訓を付けた

り、スベラカシと云ふは是に依れり、

〔萬葉集^二〕舍人娘子奉和歌一首

ナゲキツマスマスヲノコノコラレコソッワガモトヒノヒデテヌレケレ
歎管、大夫之戀亂許曾吾髮結乃漬而奴禮計禮、

〔古事談^{臣二}〕惟成爲秀才、雜色之時、花道遙ニ一種物シケツ、惟成ニハ飯ヲ宛タリ、而長櫃ニ飯ニ外居、鷄子一折櫃擣鹽一盃納之テ、仕丁ニ令擔テ取出之、人人感聲喧々、其夜與妻臥テ手枕入テ探ニ下髮皆切之、此時驚問處、其時太政大臣ト申人、御炊ニ交易而其長櫃仕丁シテ令擔出云々、伴妻敢